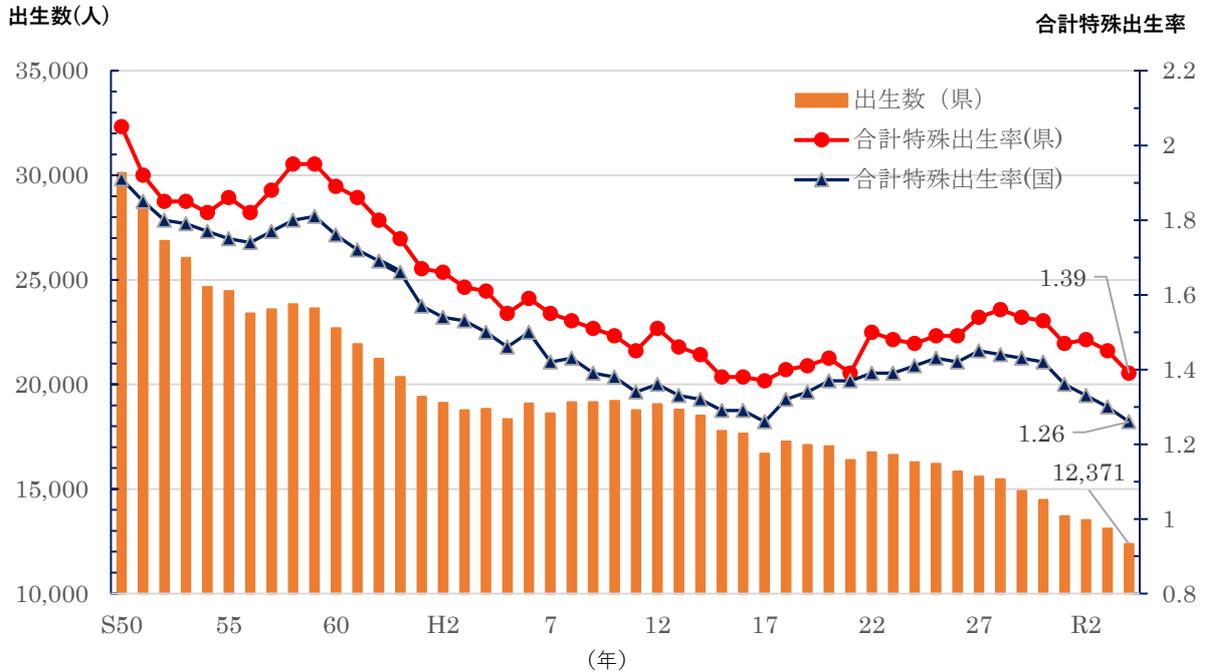


岡山県の少子化の状況について (令和4年人口動態統計の概況)

1 国・岡山県の合計特殊出生率の推移

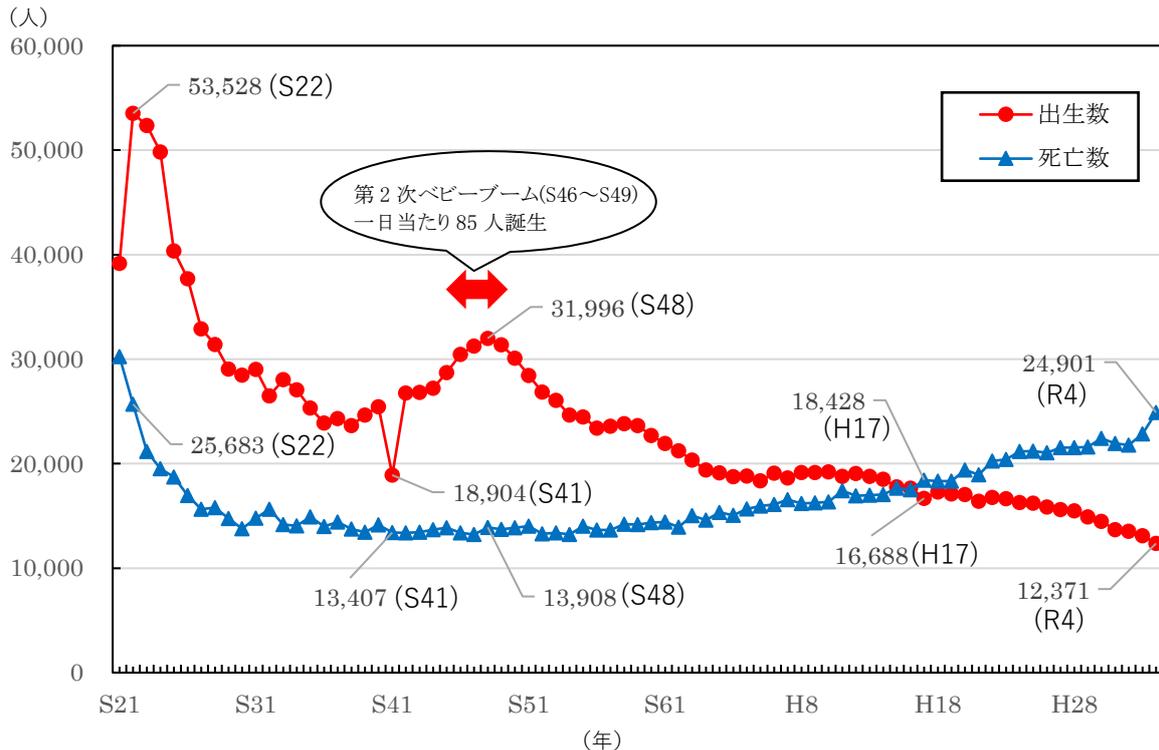
令和4年の出生数は12,371人で、前年に比べ736人減少している。

また、合計特殊出生率は1.39で、前年から0.06ポイント低下している。



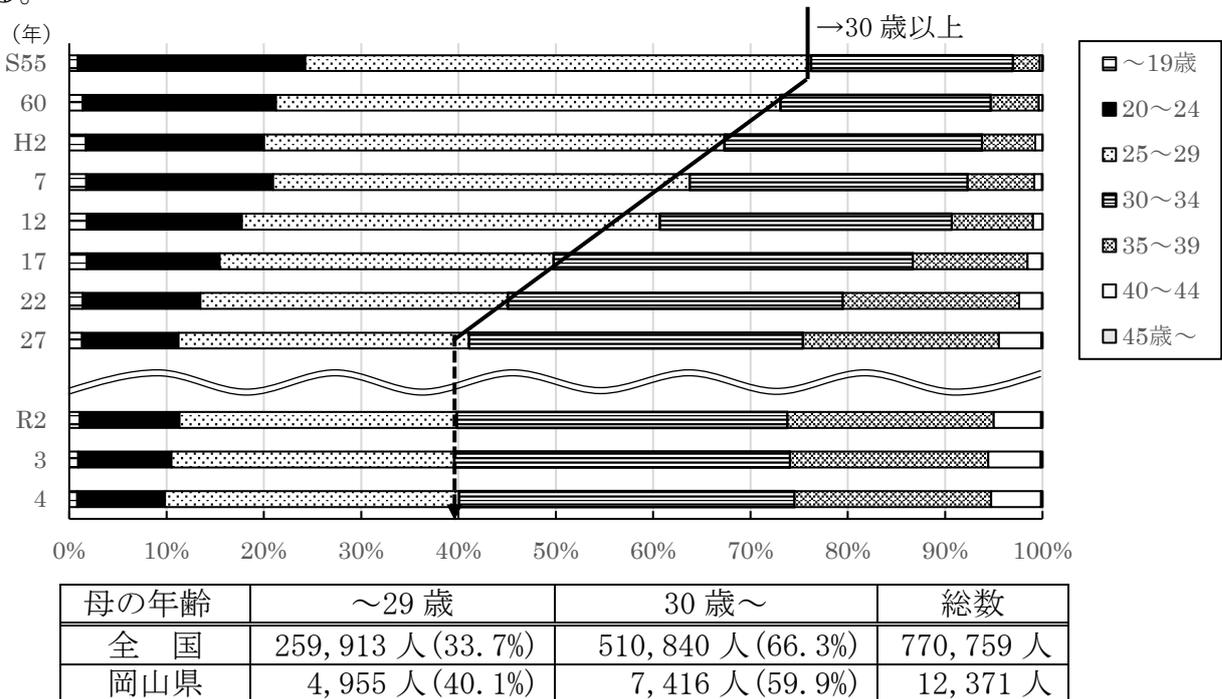
2 岡山県の出生数と死亡数の推移

令和4年の出生数は12,371人、死亡数24,901人で、12,530人の自然減となっており、平成17年から18年連続で、死亡数が出生数を上回っている。



3 母の年齢階級別出生数の年次推移(岡山県)

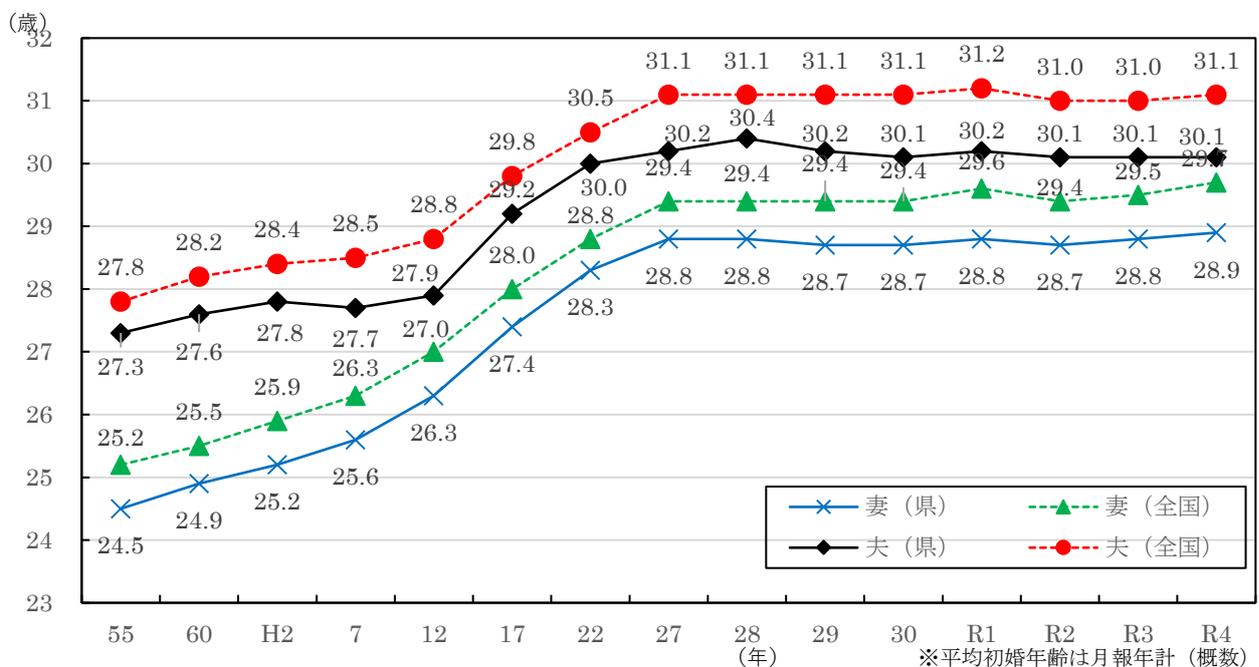
令和4年に出生した母親の59.9%が30歳以上で、平成27年頃から横ばい傾向にある。



※全国の総数には母の年齢不詳を含む

4 平均初婚年齢の年次推移

県の平均初婚年齢の年次推移は、全国とほぼ同様の動きであり、令和4年は夫が30.1歳、妻が28.9歳で、平成27年頃から横ばい傾向にある。



※平均初婚年齢は月報年計(概数)

(参考) 50歳時未婚率(生涯未婚率)の年次推移

年次		S45年	H2年	H12年	H22年	H27年	R2年
全国	男性	1.70	5.57	12.57	20.14	24.77	28.25
	女性	3.33	4.33	5.82	10.61	14.89	17.81
岡山県	男性	1.47	3.88	10.01	17.77	22.39	26.01
	女性	2.24	3.18	4.21	8.62	13.18	16.60

〈資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2023年改訂版」〉

こども基本法及びこども大綱について

1 こども基本法

(1) 第10条の概要

【第10条】都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする
 - 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
- ※子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

(2) 第11条の概要

【第11条】こども等の意見の反映

- 地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとする
- 具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断
- 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい

2 こども大綱

(1) こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

(2) こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいり）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(3) こども施策に関する重要事項

① ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

② ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保等
- 学童期・思春期
 - ・不登校のこどもへの支援等
- 青年期
 - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援等

③ 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

(4) こども施策を推進するために必要な事項

① こども・若者の社会参画・意見反映

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- 地方公共団体等における取組促進
- 社会参画や意見表明の機会の充実
- 多様な声を施策に反映させる工夫
- 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

② こども施策の共通の基盤となる取組

- 「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

③ 施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 数値目標と指標の設定
- 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- 国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保
- こども基本法附則第2条に基づく検討

子ども・若者育成支援推進法について

背景

- 有害情報の氾濫等、子供・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子供・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子供・若者育成支援策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
・国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
・学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子供・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を支援するためのネットワーク整備

子供・若者育成支援策を推進するための
枠組みづくり

(国) (地方公共団体)

子ども・若者育成
支援推進大綱

都道府県、市町村
子ども・若者計画
(努力義務)

策定

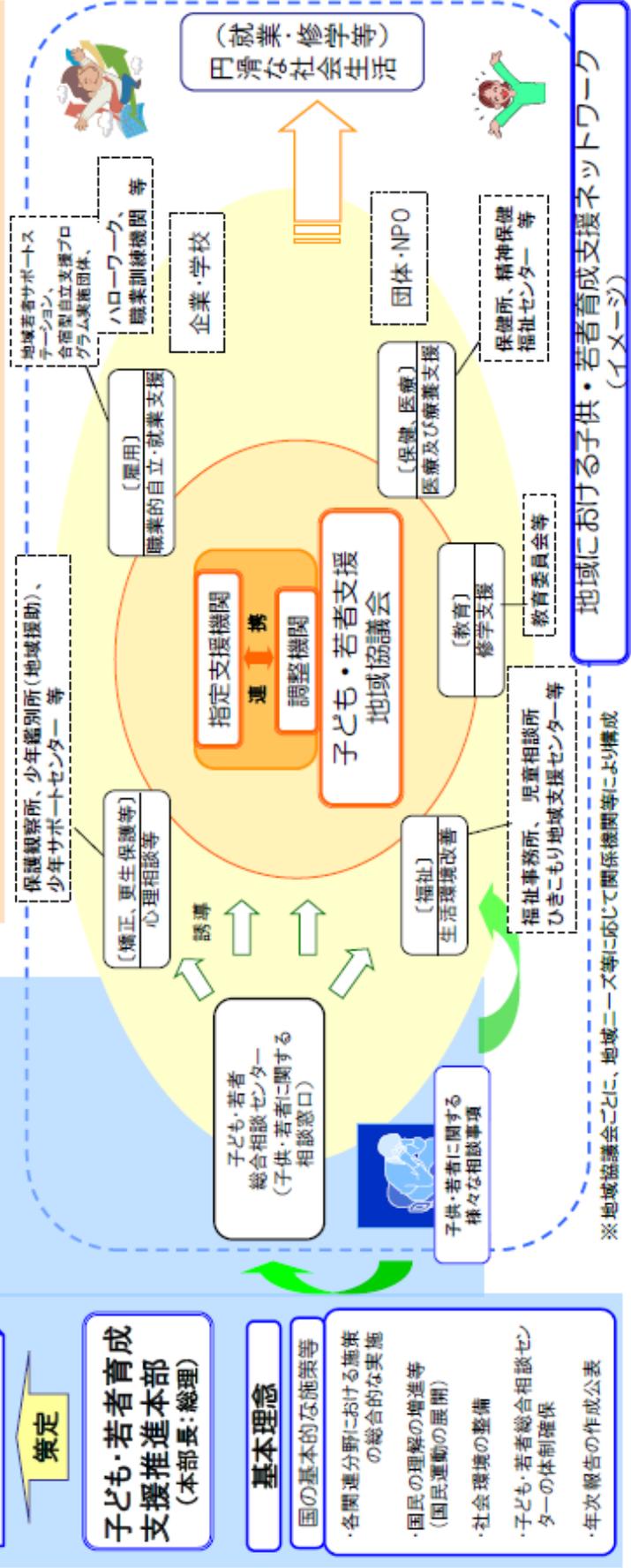
子ども・若者育成
支援推進本部
(本部長:総理)

基本理念

- 国の基本的な施策等
- 各関連分野における施策の総合的な実施
- 国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- 社会環境の整備
- 子ども・若者総合相談センターの体制確保
- 年次報告の作成公表

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- 関係機関等 : 各種支援の実施 (相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導、医療、療養、生活環境改善、状況把握、誘導、指導、職業訓練機関等)
- 地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置): 支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
- 上 ①調整機関:協議会の事務の総括、構成機関等の間の連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
- ②指定支援機関:支援状況を把握しつつ、必要に応じて自ら支援
- 国 : 調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援



地域における子供・若者育成支援ネットワーク
(イメージ)

※地域協議会ごとに、地域ニース等に応じて関係機関等により構成

「第3次岡山県子ども・若者育成支援計画」の体系

<p>基本目標Ⅰ すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援</p> <p>重点目標1 子ども・若者の自己形成への支援</p> <p>重点目標2 子ども・若者の自立を育む多様な交流</p> <p>重点目標3 若者の職業的自立、就労支援</p>
<p>基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族への支援</p> <p>重点目標4 困難な状況ごとの取組</p> <p>重点目標5 子ども・若者の被害防止と保護</p>
<p>基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援</p> <p>重点目標6 次代の活力を生み出す人材の育成</p> <p>重点目標7 グローバル社会で活躍する人材の育成</p>
<p>基本目標Ⅳ 子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり</p> <p>重点目標8 家庭における教育力の向上</p> <p>重点目標9 地域における教育力の向上</p> <p>重点目標10 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備</p>

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)
(令和元年6月19日改正(令和元年法律第41号))

(注) 赤字は令和元年改正による主な変更部分

目的

- ・子どもの**現在**及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする
- ・全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、**子ども一人一人が夢や希望を持つことができる**ようにする
- ・子どもの**貧困の解消**に向けて、**児童権利条約の精神**に則り、子どもの貧困対策を総合的に推進する

基本理念

- ・社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益が優先**して考慮されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて**包括的かつ早期**に講ずること
- ・背景に様々な**社会的な要因**があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

国	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定（閣議決定） ※子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）が案を作成 衆の策定時に子どもや保護者等の意見を反映させるための措置を講ずる ・子どもの貧困の状況・子どもの貧困対策の実施状況の公表（毎年1回）
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県計画を策定（努力義務） ※大綱を勘案
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画を策定（努力義務） ※大綱及び都道府県計画を勘案

《附則第2項》

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づき、都道府県は、国が定める基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされている。

主な記載事項

1 法第 62 条第 2 項

- (1) 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (2) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- (3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- (4) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容
- (5) 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- (6) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- (7) 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

2 法第 62 条第 3 項

- (1) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- (2) 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報（第 58 条第 3 項の内閣府令で定める事項に限る。）の公表に関する事項
- (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

次世代育成支援対策のための都道府県行動計画について

○次世代育成支援対策推進法とは

急速な少子化の進行等にかんがみ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向けた法律。

○次世代育成支援対策推進法（抜粋）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

【参考】こども家庭審議会（こども家庭庁）分科会資料

次世代育成支援対策推進法

第5回子ども・子育て支援等分科会
2024年2月19日

参考資料 6

- 急速な少子化の進行等にかんがみ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向けた時限法。平成17(2005)年4月から施行。地方公共団体、事業主は、次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定。
- 令和7（2025）年3月が法律の期限。

行動計画策定指針

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

地方公共団体行動計画の策定

○地方公共団体は、行動計画策定指針に即して、地域の次世代育成支援対策に関する行動計画を策定。

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画

※このほか、地域における次世代育成支援対策の推進のため、次世代育成支援対策地域協議会を組織することも可。

事業主行動計画の策定・届出

○事業主は、行動計画策定指針に即して、労働者の職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう、行動計画を策定。

①一般事業主行動計画（企業等）

- ・大企業（301人以上）：義務
- ・中小企業（101人以上）：義務（平成23年4月～）
- ・中小企業（100人以下）：努力義務

※一定の基準を満たした企業を認定（くみん認定等）

※次世代育成支援対策推進センターによる相談・援助等あり

②特定事業主行動計画（国・地方公共団体等）

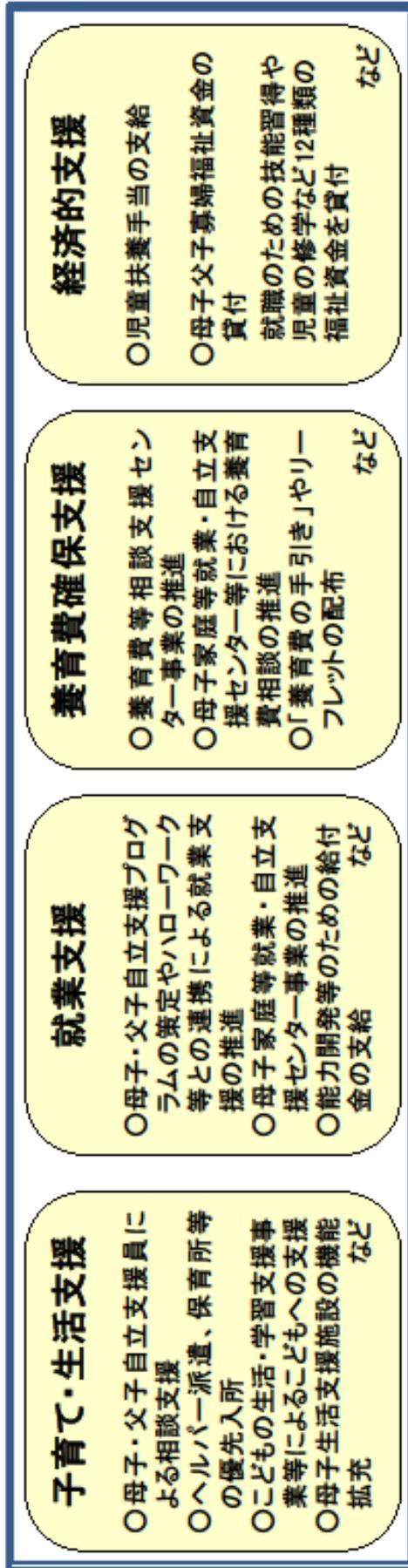
○令和6年通常国会に、以下を内容とする改正法案を提出予定。

- ・一般事業主行動計画・特定事業主行動計画において
 - ①育児休業の取得の状況や勤務時間に関する数値目標設定
 - ②PDCAサイクルの実施
 を義務付け。
- ・法律の期限を10年間延長。

○これを受け、「行動計画策定指針」（告示）についても、法案成立後、改定予定。←改定にあたっては、子ども・子育て支援等分科会の意見を聴く必要あり

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

○ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。



○「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。
- 平成30年の児童扶養手当法の改正により、支払回数等を年3回から年6回への見直しを実施。
- 令和2年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを実施。